



令和4年12月21日

青森労働局長
高橋 洋 殿

青森地方最低賃金審議会
会長 石岡 隆司

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年9月16日付け青労発基0916第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

青森県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての
主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 882円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年2月19日